

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成28年1月25日 14時34分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港（鴨池港） 鹿児島港鴨池防波堤灯台から真方位278°215m付近 （概位 北緯31°33.2′ 東経130°33.6′）
事故の概要	旅客フェリーフェリー第十おおすみは、着岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成28年1月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー フェリー第十おおすみ、1,503トン
船舶番号、船舶所有者等	133574、垂水フェリー株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首フェンダーに破損 岸壁 車止めに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が、入船右舷着けの予定で着岸作業中、前進行きあしを僅かに保って船首部を岸壁に押し付けようとしたところ、前進行きあしが止まらず、左舷船首部が岸壁に衝突した。 本船は、運航時刻が予定より約8分遅延しており、船長が、運航時刻の遅延を回復する目的で、ふだんより大きな前進行きあしを保っていたので、機関を後進にかけて行きあしを止めようとしたが、本件岸壁までの目測を誤ったと本事故後に思った。
分析	本船は、鹿児島港外港（鴨池港）において着岸作業中、船長が、ふだんより大きい前進行きあしであったので、本件岸壁までの目測を誤り、機関を後進にかける時機が遅れたことから、前進行きあしを止めることができず、左舷船首部が岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、鹿児島港外港（鴨池港）において着岸作業中、船長が、ふだんより大きい前進行きあしであったので、本件岸壁までの目測を誤り、機関を後進にかける時機が遅れたため、前進行きあしを止めることができず、岸壁に衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸のときは、慎重な操船を行うこと。 ・常時、安全な着岸作業に努めること。